

# 鎌倉市海浜組合連合会規約

## (目的及び設置)

第1条 鎌倉市海水浴場の健全なる発展に寄与することを目的とし、鎌倉市海浜組合連合会（以下「連合会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 連合会は、次の海浜組合（以下「組合」という。）所属の組合員で構成する。

- (1) 材木座海浜営業組合
- (2) 鎌倉中央海水浴場組合
- (3) 滑川海浜組合
- (4) 由比ガ浜茶亭組合
- (5) 由比ガ浜ボート組合
- (6) 腰越海水浴場組合

## (事業)

第3条 連合会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海の家に関するルール（以下「ルール」という。）の策定
- (2) 海水浴場のイメージアップに関する事業
- (3) 海水浴客のマナーアップに関する事業
- (4) 関係機関、近隣自治会・町内会及び組合との連絡調整
- (5) その他連合会の目的達成のために必要な事業

## (会員)

第4条 組合所属の組合員は、連合会の会員とならなければならない。

- 2 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び関係者、その他反社会的勢力は、会員になることができない。
- 3 会員は、所定の手続により、海岸の占用許可を受け、鎌倉市海水浴場において、更衣休憩所、飲食物の提供・販売、又はレジャー用品等の販売・レンタルを営むことができる。

## (加入手続き)

第5条 連合会に加入しようとする者は、書面をもって組合に申し込み、組合長の承認を得なければならない。

- 2 組合長は、加入について承認したときは、すみやかに連合会に届け出るものとし、当該届出の時点をもって会員の資格を有するものとする。

## (会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 連合会を脱退し、または死亡したとき
- (2) 所属する組合が消滅したとき、または所属する組合の組合員の地位を喪失したとき
- (3) 連合会を除名されたとき

(役員)

第7条 連合会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
  - (2) 副代表 1名
  - (3) 理事 若干名
- 2 理事は、各組合の組合長をもって充てる。
  - 3 代表及び副代表は、理事の互選とする。

(役員任期)

第8条 代表及び副代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 代表・副代表が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 代表は、連合会を代表し、会務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行する。なお、理事をもって民法上の業務執行組合員とする。

(監事)

第10条 連合会に監事をおく。

- 2 監事は、会務の執行状況について監査を行い、また総会及び役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 監事は、鎌倉市の海水浴場事務を所管する課等の所属長をもって充てる。

(会議)

第11条 連合会の会議は、総会と役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、代表が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回5月に、臨時総会は必要があるとき又は会員の2分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会の招集は、会日の7日前までに、会議の日時場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面を会員の所属する組合に発してするものとする。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 本規約の制定及び改廃
- (2) ルールの制定及び改廃
- (3) 会員の除名
- (4) その他連合会の運営に関し重要なこと

2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の賛成で決するものとする。

3 会員は、前条第3項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

(役員会)

第14条 役員会は、必要があるとき代表が招集し、次の事項について議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会員に対する指導・勧告・懲罰・除名
- (3) その他会務の執行に関すること

2 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の賛成で決するものとする。

(除名その他の処分)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 連合会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 本規約又はルール若しくは役員会の決議を遵守しなかったとき。
- (3) 第4条第2項の規定に違反することが判明したとき

2 前項第1号及び第2号に規定する行為が判明したときは、役員会は文書による是正指導を行い、それでも是正されないときは是正勧告を行う。

3 前項の指導・勧告によっても是正されないときは、弁明の機会を与え、うえで、役員会の決議により、当該会員に対し懲罰を科し、併せて除名の是非を総会に諮ることができる。ただし、行為が重大で、かつ、緊急やむを得ない場合は、指導・勧告を経ずにすることができる。

4 懲罰の種類・内容・方法は、役員会でこれを定める。

(庶務)

第16条 連合会の庶務は、鎌倉市の海水浴場事務を所管する課等において処理する。

付 則

この規約は、平成26年2月17日から施行する。